

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 12 日現在

機関番号：32702
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2018～2022
課題番号：18K01398
研究課題名（和文）英国におけるフェア・ディーリングの本質は何か

研究課題名（英文）Fair Dealing in UK

研究代表者

淵 麻依子（FUCHI, Maiko）

神奈川大学・法学部・准教授

研究者番号：50771713

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：従来、日本の著作権法における権利制限規定のあり方をめぐる議論はアメリカのフェア・ユース規定を比較検討の対象としてきた。しかし、アメリカのフェア・ユースは、イギリスの判例法理を参照した上で発展してきたものである。そこで、本研究では、イギリスにおいて権利制限法理がどのように生成・発展してきたかを分析し、また、20世紀初頭にイギリス著作権法に取り入れられたフェア・ディーリングとアメリカのフェア・ユースとの相違、また、その後のフェア・ディーリングに関するイギリスでの議論やイギリス同様の規定を有するカナダの議論を調査し、日本における権利制限規定の議論に与える示唆を求めた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究においてアメリカやイギリス、そしてカナダにおける権利制限法理・権利制限規定の生成・展開を検討したが、祖先は同じといえるそれらの国の権利制限規定がどのように分化、発展したかを明らかにすることができた。そして、それぞれの国における権利制限規定のあり方を論じるにあたっては、単にどのような権利制限規定を著作権法に置くかという点のみならず、裁判所がいまある権利制限規定をいかに解釈するか、司法と立法の役割分担を踏まえた議論が必要であるという示唆を得た点において学術的な意義を有する。

研究成果の概要（英文）：We have been referred the fair use clause of U.S. Copyright when we discuss the exception and limitation in Japanese Copyright Act. However, the fair use doctrine in U.S. were developed by referring to early English case law. Therefore, I studied how the doctrine of limitation of copyrights has been created and developed in the U.K., and sought for suggestions that the discussion on fair dealing, which is provision in the U.K. Copyright Act (Canadian Copyright Act, which follows the U.K. Copyright Act has the similar provisions) would give to the discussion of limitation of Copyright in Japan.

研究分野：Intellectual Property Law

キーワード：フェア・ディーリング フェア・ユース 権利制限規定 権利制限法理 著作権法

1. 研究開始当初の背景

2000年代以降、日本においては著作権の権利制限のあり方について議論が行われてきた。その背景には、新しく多様な著作物の利用態様に対して、著作権法中にある既存の権利制限規定では十分対応できない、すなわち、日本の著作権法が有する個別具体的な権利制限規定の下では、そこに列挙されていない場合には、性質上許容されるべきとも考えられる著作物の利用について著作権侵害となってしまうという問題が生じていたという事情がある。

そうした議論のなかで、まず注目されたのが、アメリカのフェア・ユースであった。フェア・ユースは、1976年に全面改正されたアメリカ著作権法の中におかれる権利制限の一般規定であり、その具体的な内容が必ずしも事前に明らかになっておらず、アメリカ著作権法に特徴的な規定であると考えられていた。そこで、日本ではアメリカのフェア・ユース規定を参考に権利制限に関する一般的な規定を著作権法に取り入れることができないかという議論が行われてきた。しかし、研究開始の時点においては、フェア・ユースに相当するものが日本に導入される可能性はそれほど高くないという状況にあった。実際に、立法においては、平成24年(2012年)の著作権法改正にあたり日本版フェア・ユースといわれる規定の導入に向けた議論が高まったが、結局のところ、付随対象著作物の利用、検討の過程における利用をはじめとするいくつかの限定された場面における個別の権利制限規定が追加されるにとどまっていた。

2. 研究の目的

以上のように日本における権利制限規定の議論では、アメリカ著作権法のフェア・ユース規定が参照されてきた。ところで、これに対して、イギリスの著作権法にはフェア・ディーリングという権利制限規定がある。フェア・ディーリングは、一般的な権利制限法理である米国のフェア・ユースとは異なるものとして、日本でもしばしば言及されてきた。しかし、フェア・ディーリングの具体的な内容及びその形成過程については、先行研究においては十分には紹介されてこなかったといえる。たとえば、文化庁の委託研究である著作権制度における権利制限規定に関する調査研究会「著作権制度における権利制限期待に関する調査研究報告書」(2009年)において「英国における権利制限規定の動向について」及び「カナダ・オーストラリアにおける立法動向について」述べられているものの、フェア・ディーリングの生成と発展についての詳細は述べられていない。また、学術論文においても、フェア・ディーリングについて詳細に記述する日本語文献は、横山久芳「英米法における権利制限」著作権研究35号11頁(2008年)における容量のよい整理を除くと見当たらない。また、松川実による「特許のフェア・ユースと著作物のフェア・ユース」青山法学論集52巻3号95頁(2010年)に始まる一連の連載はイギリスの古い判決に着目するものの、あくまでもアメリカのフェア・ユースの議論に主眼を置くものである。全体として、アメリカにはフェア・ユースがあり、イギリスにはフェア・ディーリングがある、という事実自体はよく知られているにもかかわらず、イギリスのフェア・ディーリングについては十分研究されてきたとはいえない。

そこで、本研究は、従来の研究において不足していたイギリスのフェア・ディーリングの起源と発展の過程を丁寧かつ詳細に跡づけると同時にフェア・ディーリングの本質を探ることによって、日本の権利制限規定の議論に対する示唆を得ることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、イギリス、そして、コモンウェルスの国々の著作権法におけるフェア・ディーリングの意味・内容を明らかにしていく。そのため、まずは、イギリスにおいてフェア・ディーリング、あるいはその前提となる判例法理がどのような事案において形成され、また、どのような議論を経て制定法に書き込まれるに至ったのかを調査する。そして、制定法の中に規定されたフェア・ディーリングがどのように運用され、どのような問題が残されているのか、ということを経験や議会資料(会議録・報告書)等の史料に即して明らかにした。また、具体的な研究方法としては、前述の問いを明らかにする(たとえばそれぞれを論文のかたちで整理する)ことを通じて、最終的にフェア・ディーリングとはどのようなものであるのかを究明した。

4. 研究成果

本研究では、フェア・ディーリングが本質的にはいかなるものであることをとらえるととも、日本における権利制限規定のあり方についても大きな示唆を得ることができた。

(1) イギリスにおけるフェア・ディーリングの生成と展開について

イギリスの著作権法のはじまりともいえるアン女王法は1710年に成立したが、アン女王法は権利制限規定を有していなかった。しかし、現在であればフェア・ディーリングやフェア・ユースの適用が問題となるような場面は古くからあり、今日のフェア・ユースの祖先となるような判決が既に1740年に現れ、そして、イギリスにおいては、それに引き続いて著作権者の権利を制限する判例法理が展開していったこと、また、フェア・ディーリング規定は1911年に具体的な

条文として著作権法の中に取り入れられたものであるが、その際には、イギリスはそれまで判例法上形成されてきた権利制限法理、つまり、フェア・ユースやそれに類する法理と決別するとは明らかにされておらず、むしろ、裁判所による柔軟な文言の解釈が許されないという当時のイギリスの司法をめぐる議論がフェア・ディーリング規定の実際の運用を決めたことを明らかにした。そして、20世紀後半に入り、イギリスでもまた日本と同じように新しい多様な著作物の利用形態に対応するためにアメリカ型のフェア・ユースの規定の導入を検討していた状況、そしてフェア・ディーリングを維持している現状を取り上げ、それらをめぐる資料や学説について分析を行なった。

(2) カナダにおけるフェア・ディーリング/フェア・ディーリングのフェア・ユース化

イギリス著作権法を継受したカナダはイギリスと同様のフェア・ディーリング規定を持ち、裁判所はその規定を厳格に解釈してきた。しかし、フェア・ディーリング規定の解釈に関しては、カナダ最高裁による *CCH v. Law Society of Upper Canada* (2004) が大きな転換点となった。この判決は、フェア・ディーリングをユーザーの権利であると位置づけ、フェア・ディーリング規定の文言を「広く字義にとらわれず」に読んで解釈すべきとしたのである。具体的には、弁護士が弁護士会の図書館において図書館職員に依頼して行う資料複写も「研究」を目的とするフェア・ディーリングであるとして許容されるものと判断し、また、フェアな利用であるか否かを裁判所が判断するために参考となる要素(アメリカのフェア・ユース規定に掲げられるものとよく似ている)を提示している。そして、その後もカナダ最高裁はフェア・ディーリング規定を積極的に解釈し続け、その結果、フェア・ディーリングのフェア・ユース化ともいえる状況を生み出しているという状況を本研究では分析した。こうしたカナダの状況については、アメリカにおける有力な注釈書でも、フェア・ディーリングがフェア・ユースよりも狭いものであるとするのは誤りではないかという指摘もなされていることが判明しており、一連のカナダの議論は日本の権利制限規定の議論にとっても示唆的であるという見方を本研究では提示した。

もっとも、カナダは、裁判所によるフェア・ディーリング規定の柔軟な解釈を積極的に肯定しているとは言いきれず、法改正によってフェア・ディーリング規定の文言を変更し裁判所の柔軟な解釈を裏付けるようにすべきであるという動きも見られるところであり、こうしたカナダの議論は引き続き注視すべきであると考えられる。

(3) 日本における権利制限規定の議論への示唆

以上のような検討を総合すると、フェア・ユース規定を持たない日本においても、裁判所が既存の権利制限規定を積極的に解釈する、つまり、規定の文言を超えてきわめて柔軟に解釈することによってフェア・ユース規定があると同様の結論を導くことができると提言することができるようにも思われる。しかし、本研究においては、その可能性は認めるものの、その前提として、イギリスにおけるフェア・ディーリング規定の厳格な解釈、カナダにおけるフェア・ディーリングのフェア・ユース化に見られるように裁判所がどのように著作権法の解釈を行うのかという議論とセットで検討を行う必要があるという結論を得た。

以上のような研究成果、そして、その成果に至る過程において行なった研究活動の成果は以下に挙げた主な発表論文等に含まれる。とりわけ、本研究の全体を取りまとめたものを含む「権利制限法理の歴史的展開」の連載を神奈川法学において開始した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 淵 麻依子	4. 巻 55 (3)
2. 論文標題 権利制限法理の歴史的展開 (1)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 神奈川法学	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 淵麻依子	4. 巻 487号別冊付録『法学科目のススメ』
2. 論文標題 知的財産法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 42-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 淵 麻依子	4. 巻 46
2. 論文標題 権利制限法理の歴史的展開—アメリカおよびコモンウェルスの議論を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 著作権研究	6. 最初と最後の頁 120-151
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 淵 麻依子	4. 巻 1523
2. 論文標題 著作権法における権利制限規定の未来	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 80-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 淵 麻依子
2. 発表標題 著作権法の解釈と裁判所の役割－権利制限法理をめぐる議論の手がかりとして
3. 学会等名 明治大学知的財産法政策研究所（IPLPI）シンポジウム「知的財産法制と憲法的価値」
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 淵麻依子
2. 発表標題 著作権法の解釈と裁判所の役割
3. 学会等名 同志社大学知的財産法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 淵 麻依子
2. 発表標題 著作権法の解釈と裁判所 アメリカの議論の紹介
3. 学会等名 神戸大学社会システムイノベーションセンター 知的財産法制プロジェクト研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 淵 麻依子
2. 発表標題 権利制限規定の歴史的展開 アメリカおよびコモンウェルスの議論を中心に
3. 学会等名 2019年度著作権法学会研究大会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Maiko FUCHI
2. 発表標題 Flexible Statutory Interpretation in Copyright Cases
3. 学会等名 Recent Theory and Practice of Intellectual Property Law -The 10th Japan-Taiwan Symposium on IP Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 澗 麻依子
2. 発表標題 EUにおける「媒介者責任」の法的枠組み
3. 学会等名 明治大学「知的財産権と憲法的価値」研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 高倉 成男 = 木下 昌彦 = 金子 敏哉編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 372
3. 書名 知的財産法制と憲法的価値 (担当執筆箇所「著作権法の解釈と裁判所の役割 権利制限規定をめぐる議論の手がかりとして」)	

1. 著者名 前田 健、金子 敏哉、青木 大也	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 122
3. 書名 図録 知的財産法 (担当執筆箇所: 「6 著作権とは」)	

1. 著者名 淵 麻依子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 312
3. 書名 平成30年度重要判例解説（担当執筆箇所：知的財産法3 フラダンスの振付けの著作物性(大阪地判平成30・9・20)）	

1. 著者名 淵 麻依子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 230
3. 書名 「100 登録と対抗要件(2) 契約上の地位の移転〔ピクトグラム事件〕」小泉直樹＝田村善之＝駒田泰士＝上野達弘編『著作権判例百選〔第6版〕』	

1. 著者名 淵 麻依子	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 267
3. 書名 「第4章知的財産法による情報の規律（88-98事件）」宍戸常寿編『新・判例ハンドブック情報法』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------